

新型コロナウイルスに関連する主な保証制度一覧

保証制度名	取扱期間	対象者	資金使途	保証限度額	保証期間	保証料率（年率％）	返済方法
岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	県内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下、「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる中小企業者。 ※申し込みにあたっては、売上高等が減少していることについて、市町村が発行する認定書の添付が必要になります。	運転資金・設備資金	8,000万円	10年以内（据置期間2年以内）	年0.40%	分割返済・一括返済
伴走支援型特別保証制度	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	次の（1）から（3）のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。 （1）中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注1） （2）保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等減少率が15%以上のものに限る。）（注1） （3）保険法第2条第6項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注1）（注2） 注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。 注2：本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023中庁第1号）を適用しないものとする。	運転資金・設備資金	4,000万円	●一括返済の場合 1年以内とする。 ●分割返済の場合 10年以内（据置期間5年以内）	年0.85% 年1.05%(経営者保証免除対応の場合) ※0.65%を国が補助(経営者保証免除対応の場合は0.85%補助)	分割返済・一括返済
事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	要綱中の「2. 申込人資格要件」をご参照ください。	運転資金・設備資金	● 2億8,000万円 (中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円) ● 普通保険 2億円 ● 無担保保険 8,000万円 ● 特別小口保険 2,000万円	● 一括返済の場合 1年以内とする。 ● 分割返済の場合 15年以内（据置期間5年以内）	年0.8%(責任共有対象) 年1.0%(責任共有対象外) ※経営者保証免除対応の場合は、0.2%上乗せ（上乗せする0.2%を国が補助） ※責任共有対象の場合は、国が0.6%補助 ※責任共有対象外の場合は国が0.8%補助	分割返済・一括返済

※1 「新型コロナウイルス感染症対策に係る保証制度の選択チャート」より、売上高の減少幅から取得できる認定やコロナ関連制度をお調べいただけます。

※2 なお、上記制度以外にも、セーフティネット4号、5号、危機関連特例とリンクできる県・市町村融資保証制度が多数ございますので、当協会窓口にご相談下さい。